

上尾市職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 7 号

上尾市職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
(上尾市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の通勤手当に関する規則(昭和 3 4 年上尾市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 住居、通勤経路、通勤の方法若しくは条例第 1 0 条の 2 第 3 項に規定する自動車駐車場(以下「自動車駐車場」という。)を変更し、自動車駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは自動車駐車場の料金に変更があった場合

第 4 条第 1 項中「提示」の次に「又は第 9 条の 2 に定める自動車駐車場たる要件を具備していること及び自動車駐車場の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 8 条の 3 第 2 号中「同条第 2 項第 2 号に定める額」の次に「(自動車駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「自動車駐車場利用職員」という。)にあつては、その額に同条第 3 項第 1 号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第 1 号」を「同条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 号中「同条第 2 項第 2 号に定める額」の次に「(自動車駐車場利用職員にあつては、その額に同条第 3 項第 1 号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第 2 号」を「同条第 2 項第 2 号」に改める。

第 9 条の 2 第 3 項中「第 1 0 条の 2 第 3 項」を「第 1 0 条の 2 第 4 項」に改め、同条を第 9 条の 6 とし、第 9 条の次に次の 4 条を加える。

(車両)

第 9 条の 2 条例第 1 0 条の 2 第 3 項の市規則で定める車両は次の各号に掲げる車両とする。

(1) 原動機付自転車その他原動機付の交通用具であつて自転車でない車

両

- (2) 前号に掲げるもののほか、任命権者が特に承認する車両
(自動車駐車場の要件)

第9条の3 条例第10条の2第3項の市規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条第1項の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うことになる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、条例第10条の2第3項に規定する通勤のための自動車の駐車のための施設の状況、職員の事情により、自動車駐車場に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると任命権者が認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(自動車駐車場に係る通勤手当が支給されない職員)

第9条の4 条例第10条の2第3項の市規則で定める職員は、第8条の3第2号に掲げる職員とする。

(自動車駐車場に係る通勤手当の額)

第9条の5 条例第10条の2第3項第1号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の自動車駐車場を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 月を単位として自動車駐車場の料金が定められている場合 当該料金の額
- イ 自動車駐車場の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間

に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 二以上の自動車駐車場を利用する場合 それぞれの自動車駐車場について前号アからウまでに定める額を合計した額

第10条の2第1項中「第10条の2第4項」を「第10条の2第5項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは自動車駐車場を変更し、自動車駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは自動車駐車場の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

第10条の2第2項中「第10条の2第4項」を「第10条の2第5項」に改め、同項第2号イ中「第9条の2第3項第1号」を「第9条の6第3項第1号」に改め、同条第3項中「第10条の2第4項」を「第10条の2第5項」に改める。

第10条の3第1項中「第10条の2第5項」を「第10条の2第6項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条、第4条関係)

(表)

上尾市長 様

通勤届兼認定簿

上尾市職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日提出

所属名		届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実の発生日 年 月 日				所属長印	
氏名							
職員番号							
現住所(新住所)							
勤務場所所在地							
順路	通勤方法 (利用会社等も記入)	区間 (交通機関は駅名、停留所名等を記入)	距離	所要時間	交通機関の運賃等の額等		
					6箇月の定期代	片道の運賃額	回数券の有無
1		住居からまで	km	時間 分	円	円	有・無
2		からまで	km	時間 分	円	円	有・無
3		からまで	km	時間 分	円	円	有・無
4		からまで	km	時間 分	円	円	有・無
合計			km	時間 分	職員課使用欄		
他に利用できる交通機関の名称及び利用区間							
通勤に利用する自動車駐車場(要添付書類)	車両種別			所在地住所			
	利用料額	(月額・年額・その他)		円	他事業者からの自動車駐車場手当等支給有無	無 <input type="checkbox"/>	
	貸主				貸主は配偶者や扶養親族ではありません	はい <input type="checkbox"/>	
備考(定期券を持たない理由、往路と復路が異なる理由等)							
相乗り通勤者記入欄	相乗りする市職員	氏名 (続柄)					
	交通用具の主たる使用者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相乗りする市職員					

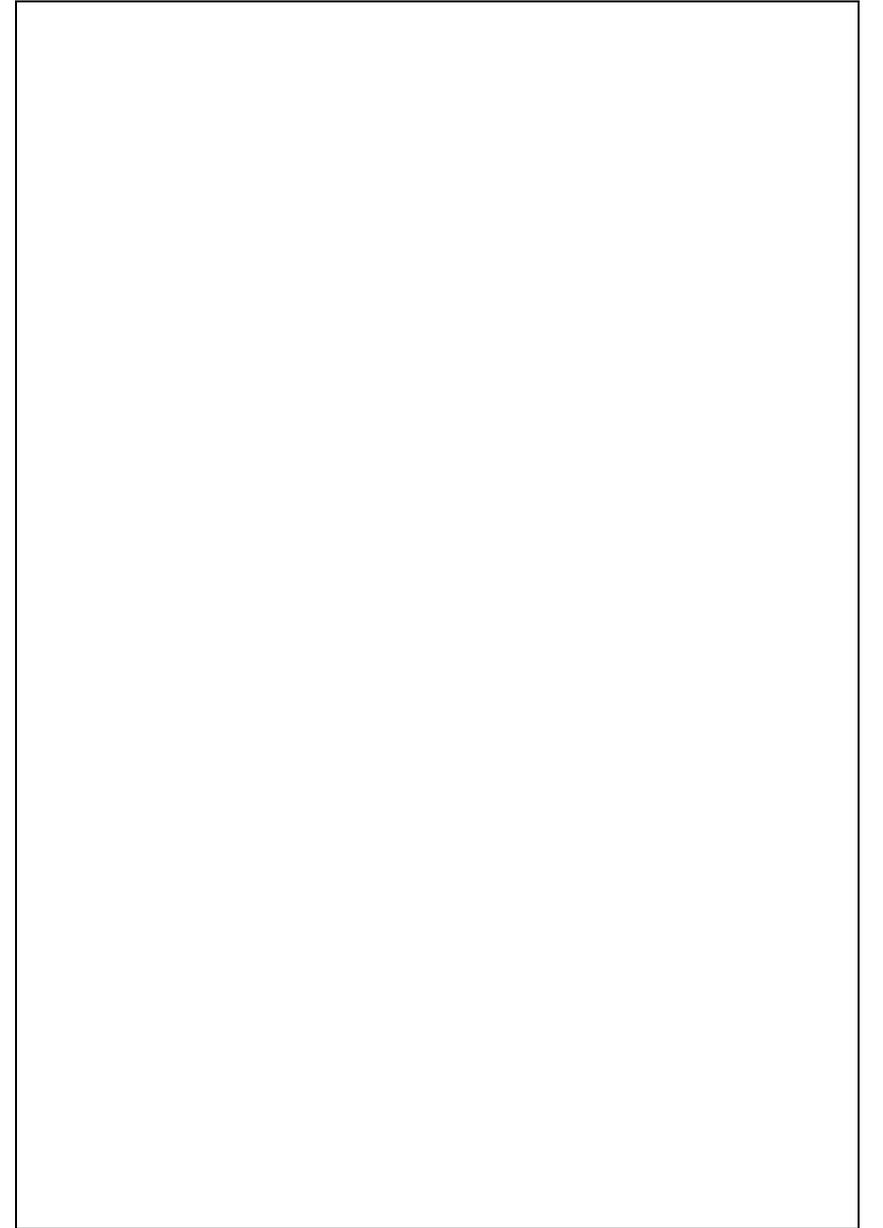
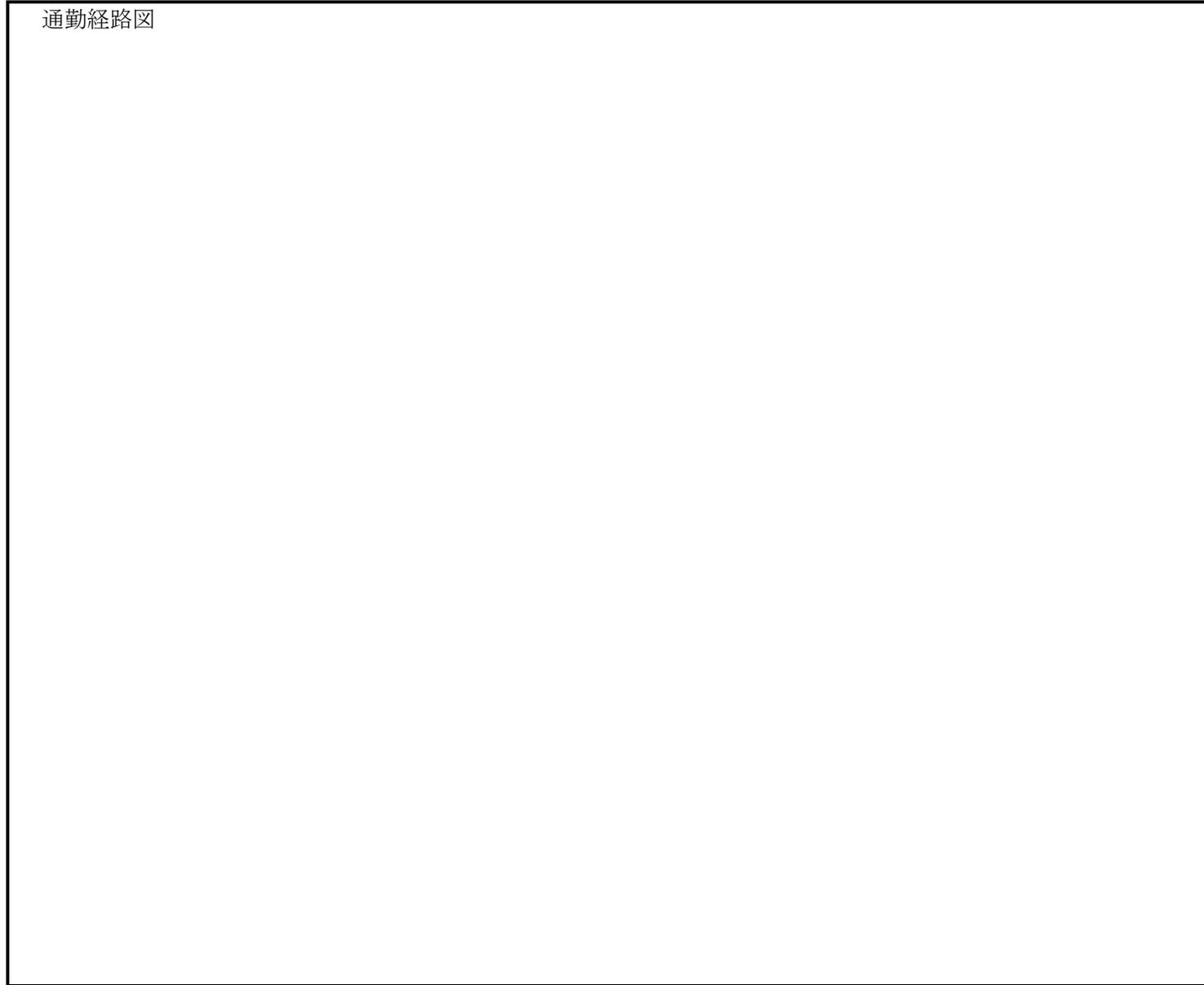
受理年月日		年 月 日		
	区分	距離	運賃等	
1	交通機関		円	
2	交通用具	km		
3	併用	km	円	
4	徒歩	km		
9	非支給			
支給の始期等		通勤手当の額		
年 月 まで		円		
年 月 から		円		
上尾市職員の通勤手当に関する規則第4条第1項の規定により、届出に係る事実を上記のとおり確認したので、通勤手当の額を決定し、又は改定する。				
年 月 日				
取扱者印	課長	主幹	グループリーダー	担当

追給戻入
年 月～
年 月分追給
年 月～
年 月分戻入

職員課使用欄	
入力	確認

(裏)

通勤経路図



(上尾市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 上尾市職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和39年上尾市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「支所長 西貝塚環境センター所長」を「西貝塚環境センター所長」に、「少年愛護センター所長」を「少年愛護センター所長 地域支援室長」に改め、同表議会事務局の項中「課長」を削る。

(上尾市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 上尾市職員の給料等の支給に関する規則(昭和41年上尾市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「130万円程度」を「130万円(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものにあつては年間150万円)」に改める。

(上尾市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 上尾市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年上尾市規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 級別資格基準(第4条―第9条)」を「第3章 削除」に改める。

第2条第4号中「第6条」を「第13条」に改め、同条中第5号から第7号までを削る。

第3章の章を次のように改める。

第3章 削除

第4条から第9条まで 削除

第10条を次のように改める。

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じて決定する。ただし、給料表の職務の級4級、5級、6級及び7級である場合は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

第11条中「学歴免許等」を「学歴免許」に改める。

第12条中「学歴免許等」を「学歴免許」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 初任給基準表の試験欄は、次に掲げる職員に適用する。ただし、同表

の学歴免許欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、別表第6の2に定める学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(1) 試験の結果に基づいて任用された職員

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員であって、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ市長の承認を得たもの

第13条を次のように改める。

(経験年数による号給の調整)

第13条 初任給基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第6の3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

第14条第1項中「第10条第1項第1号」を「第10条ただし書」に改め、「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」を削り、同項第1号中「第5条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に、「学歴免許等」を「学歴免許」に改め、「（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）」を削り、同項第2号中「第5条第2項第2号」を「第12条第2項第2号」に、「学歴免許等」を「学歴免許」に改め、「（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資

格)」を削り、同項第3号中「又は次号」を削り、「学歴免許等」を「学歴免許」に改め、「（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）」を削り、同項第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前項に定めるもののほか、前条の規定の例による。

第14条第3項を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第18条中「第10条第1項第1号」を「第10条ただし書」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じてその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定する。ただし、第10条ただし書に規定する職務の級への昇格についてはあらかじめ市長の承認を得るものとする。

第19条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第20条中「第5条第2項各号」を「第12条第2項各号」に、「級別資格基準表」を「初任給基準表」に、「学歴免許等」を「学歴免許」に改める。

第24条第1項中「第10条第1項第1号」を「第10条ただし書」に、「、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い」を削り、同条第2項を削る。

第25条第1項及び第3項中「前条第1項」を「前条」に改める。

別表第1の5級の項中「、支所長」を削り、「少年愛護センター所長」の次に「、地域支援室長」を加え、同表4級の項中「出張所長」を「出張所長及び支所長」に改める。

別表第2から別表第5までを次のように改める。

別表第2から別表第5まで 削除

別表第6の次に次の2表を加える。

別表第6の2（第12条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分	学歴免許等の資格
----------	----------

基準学歴 区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると市長が認める学歴

		免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	<p>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業</p> <p>(4) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
	2 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(6) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
	3 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	1 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒</p>

		業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	1 中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第6の3（第13条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団	職員としての職務に	100/100

体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	
	その他の期間	100/100 以下
兵役期間（その期間に引き続き海外によく留された期間を含む。）	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、50/100 以下）

（上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成22年上尾市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。